

## 【学生用】 2026年度 高石記念プール個人利用実施要領

本実施要項は、高石記念プールを授業以外で利用する際の「個人利用」に関する必要事項を定めています。個人利用を希望する方は、本実施要項を順守してください。

### 1. 利用者の資格

所定の利用者登録手続きを行った次の方を、利用者とします。

- ▶早稲田大学在学学生（学部・大学院・科目等履修生・交換留学生）

### 2. 利用条件

以下の事項（1）～（3）をすべて満たすこと

（1）利用者登録を申請する年度内に、定期健康診断を受診済みであること

- ▶該当年度に大学で行う定期健康診断を受診した場合、My Waseda の「検診結果閲覧」画面を提示してください。

《注意》 4月に受診した健康診断結果の閲覧開始は 5月中旬頃（9月健診の場合は11月上旬）になりますので、健診後すぐに利用申請をしたい場合は、健康診断時に「**受診確認書**」を持参し押印を受けてください。この「**受診確認書**」の提示で利用申請することができます。

なお、「受診確認書」の押印は健康診断時の会場のみです。後日の対応は一切できません。

《受診確認書 URL》 ※プリントアウトしてご持参ください

<https://waseda.box.com/shared/static/kapm7z0uyig8r5thmytvtzj9cra009gy.pdf>

- ▶定期健康診断を受診していない場合、学外医療機関の受診でも利用申請可能ですが、下記の【必要項目】が記載された健康診断結果を提出してください。

【必要項目】

- ① 胸部X線 ②尿検査 ③身長・体重 ④血圧 ⑤視力 ⑥心電図 ⑦問診（必要に応じ内科診察）

（2）心電図検査を受診して、健康上、水泳を行うことに問題がないことを確認していること

#### 心電図検査について

- ▶申請年度から過去3年度以内の心電図検査結果（在学中に1度は受診していること）が必要です。

- ▶大学で心電図検査を受けた場合、My Waseda の「検診結果閲覧」画面を提示してください。

\*心電図検査後、すぐに利用申請したい場合は、「受診確認書」を持参し受検済みの押印を受けてください。

\*本学学部から進学した大学院生は学籍番号が変わるため、定期健康診断、および心電図検査を再度受診してください。

#### ※心電図検査未受診の場合

- ・定期健康診断を受けている場合は実費（費用本人負担）で受診できます。

詳細は保健管理室へお問い合わせください。[お問い合わせ - 早稲田大学 保健センター](#)

- ・定期健康診断未受診の場合は外部医療機関で受診し、その結果を提出してください。

(3) 本実施要項に定める手続きを行い、注意事項を順守すること。

#### 《留学生の健康診断・心電図検査について》

##### ① 1セメスターの留学生

→大学で行う定期健康診断・心電図検査を受診することができないので、学外医療機関で上記【必要項目】を含む健康診断・心電図検査を受診し、その結果を提出してください。

##### ② 2セメスター以上の留学生

→大学で行う定期健康診断・心電図検査の受診が可能です（定期健康診断実施期間内は費用負担なし）。

・定期健康診断を受けている場合、心電図検査は実費（費用本人負担）で受診できます。

詳細は保健管理室へお問い合わせください。[お問い合わせ - 早稲田大学 保健センター](#)

・定期健康診断未受診の場合は外部医療機関で受診して、その結果を提出してください。

### 3. 利用者登録手続き

本実施要領の注意事項等を確認の上、以下の事項に従って「利用者登録手続き」を行ってください。手続き完了後、高石記念プール利用者登録証をお渡しします。本登録証は原則として再発行しませんので、大切に保管してください。

#### ▶申請手続き箇所

高石記念プール受付（38号館1階）

#### ▶申請手続き期間

原則として、授業開講期間とします。

#### ▶申請手続きに必要なもの

①学生証

②利用者登録申請書兼同意書

③利用登録申請年度内の健康診断結果(★)

④申請年度から過去3年度以内の心電図検査結果(★)

★③、④の詳細については、2.- (1)、(2)を参照してください。

※利用者登録の有効期間は当該年度のみとなります。

次年度以降も利用を希望される場合は、再度この「4. 利用者登録手続き」を行っていただく必要があります。

### 4. プール入場方法

(1) 利用料は1回につき**300円**です。

\*高石記念プール内のほか、学部事務所や学生会館（戸山キャンパス）等に設置されている手数料収納証発行機で、早稲田大学手数料収納証（300円分）を予め購入してください。

**\*同日に、プール外に出たからの再利用する場合、再度利用料の支払いが必要です。**

(2) プール入場の際は、以下のものがが必要です。

①学生証

②高石記念プール利用者登録証

③手数料収納証 →係員に渡してください

(3) 後述の「プール利用上の注意事項」を順守し、更衣室、プール内を安全かつ衛生的に利用してください。

## 5. プール施設利用上の事故

(1) プール施設利用中に体調が悪くなった方ケガをした方は、ただちに監視員、係員までお知らせください。必要に応じて、ファーストエイドを行います。さらに手当てが必要な場合は保健センターをご利用ください。

(2) プール施設利用中の事故につきましては、本学は一切の責任を負いかねます。ただし、本学在学生のプール施設利用中の事故には、「早稲田大学学生補償制度（担当：学生生活課）」が適用され、傷害補償金を給付する場合がありますので、監視員、係員または競技スポーツセンター事務所に報告してください。

## 6. 貴重品等の管理

現金、貴重品は、各自で責任を持って保管してください。ロッカーを使用する場合には、必ず鍵をかけてください。

なお、万一盗難など事故が発生しても本学は一切の責任を負いかねます。

## 7. プール利用上の注意事項

この注意事項には、(1) 利用者が行うべきこと、(2) 利用者が行ってはいけない禁止事項、(3) 利用できない方について記していますので、必ず確認してください。利用者のみなさまが注意事項を守り、安全かつ衛生的なプールを確保し、互いに気持ちの良い利用を心掛けてください。安全かつ快適にご利用いただくため、監視員および係員から利用者のみなさんへ指示をすることがあります。ご理解、ご協力いただきますようお願いいたします。

(1) 以下の行為を守ってください - 《厳守事項》

- ・ 所定の申請手続き、利用手続きを行うこと
- ・ 自分の健康状態に留意のうえ、自己責任で利用すること
- ・ 場内では、監視員および係員の指示に従うこと
  - \* 衛生上、管理上、水泳不相当と認められた場合は退場してもらうことがあります
- ・ 現金、貴重品は、各自で責任を持って保管すること
- ・ ロッカーは必ず鍵をかけること
- ・ 必ずシャワーをあびて、からだを清潔にしてから入ること
- ・ 泳ぐ前に全身にわたって準備運動をすること
- ・ 必ず水泳帽、競泳用ゴーグルを着用すること（競泳用の水着着用が望ましい）
- ・ プールサイドはすべりやすいので、走らず、転ばないように注意すること
- ・ プールの最深部は3 mあるので十分注意すること

- ・自分の泳力から無理のないように泳ぐこと
- ・最深部分中央の排水桝は、常時プール水が循環しているため、吸い込みに注意すること
- ・60分のうち、少なくとも1回10分間の休憩をとること
- ・ケガをしたり、体調が悪くなった場合には、監視員または係員に申し出ること
- ・利用時間の終了20分前には全員プールから上がることに
- ・水泳終了後は洗顔、およびシャワーをよく浴びること
- ・施設内の設備および器具等に異常が発生した場合には、ただちに監視員または係員に報告すること

(2) 以下の行為は、禁止します - 《禁止事項》

- ・施設内での撮影、飲食、喫煙等
- ・シャワーと腰洗い槽での、シャンプーや石鹸の使用、および衣服等の洗濯
- ・飛び込み、その他危険な行為
- ・手拭、タオル等をプールに入れること
- ・衣服を着たままでのプールサイドへの入室
- ・安全管理上、金属やガラス製品その他危険が予測されるものの持込み  
(例：ウェットスーツ、潜水用具(酸素ボンベ)、足ひれ、シュノーケル、マット等器具類、時計、メガネ、コンタクトレンズ、浮輪等)
- ・スタッフ事務所および受付内に無断で立入ること
- ・その他利用者の迷惑となる行為
- ・安全衛生上、問題がある行為

(3) 次に該当する方の利用を禁止します - 《利用不可となる健康状態について》

- ・医者から水泳を禁じられている方
- ・心臓病の方、不整脈など何らかの所見が記載されている方等、心臓・循環器系機能の
- ・障害等で医師にスポーツが不相当といわれている方
- ・脳貧血、脳溢血をおこしやすい方
- ・高血圧症、または病気やけがなどで治療中の方、健康上運動を制限されている方
- ・腎臓病の方
- ・筋肉の痙攣や意識の喪失などの症状を招く疾病を有する方、脚気の方
- ・目、耳に疾病のある方
- ・風邪、感染症、伝染病その他、他人に感染するおそれのある疾病を有する方
- ・酒気をおびている方、病気で発熱している方、睡眠不足の方、その他疲労ぎみの方、体調の悪い方

以上

早稲田大学競技スポーツセンター